

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>（特定事業を営む会社の附属明細表） 第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成二十年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第三号）又は株式会社日本政策銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の適用を受ける株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和</p>	<p>（特定事業を営む会社の附属明細表） 第二百二十二条 別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）又は長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の適用を受ける株式会社及び農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）、商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工省・大蔵省令）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の適用を受ける指定法人については、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。</p>

和五十七年大蔵省・労働省令第一号)の適用を受ける指定法人に
ついては、前条第一項第二号から第六号までに掲げる附属明細表
を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

三〇十三 (略)

三〇十三 (略)

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）</p> <p>、株式会社商工組合中央金庫又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計</p>	<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）</p> <p>又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）</p> <p>第十四条の二 法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十四条の六までにおいて同じ。）の額（第十四条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計</p>

算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二・三 (略)

四 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

五・六 (略)

2・3 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特

算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ・ロ (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二・三 (略)

四 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

五・六 (略)

2・3 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特

定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ）ト（略）

三（略）

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二（略）

2・3（略）

4 前項第四号に規定する「銀行等」、「銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 銀行等 次に掲げる者

イ）ニ（略）

ホ）株式会社商工組合中央金庫

二・三（略）

定預金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等

ニ）ト（略）

三（略）

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二（略）

2・3（略）

4 前項第四号に規定する「銀行等」、「銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 銀行等 次に掲げる者

イ）ニ（略）

（新設）

二・三（略）

<p>5 5 10 (略)</p> <p>(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等) 第三十四条の五 (略)</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業又は投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。))を営む者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、<u>保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫</u>及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 5 7 (略)</p>	<p>5 5 10 (略)</p> <p>(特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等) 第三十四条の五 (略)</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連業又は投資運用業(金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。))を営む者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、<u>保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫</u>及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 5 7 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の二〇五（略）</p> <p>（証券専門会社等の業務等）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項第四号に規定する「長期信用銀行等」、「長期信用銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 長期信用銀行等 次に掲げる者</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>ホ 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介</p> <p>一の二〇五（略）</p> <p>（証券専門会社等の業務等）</p> <p>第四条の三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項第四号に規定する「長期信用銀行等」、「長期信用銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 長期信用銀行等 次に掲げる者</p> <p>イ〇二（略）</p> <p>（新設）</p>

二・三 (略)

5〜10 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。)の額(第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ〜ニ (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二・三 (略)

四 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

五・六 (略)

2・3 (略)

二・三 (略)

5〜10 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十三条の二 長期信用銀行の銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十三条の六までにおいて同じ。)の額(第十三条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ〜ニ (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二・三 (略)

四 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

五・六 (略)

2・3 (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)
第二十五条の二の二 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

3～7 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)
第二十五条の二の二 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

3～7 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第十七条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特

定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二）ト （略）

三 （略）

定預金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

二）ト （略）

三 （略）

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号の規定による金庫、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合</p> <p>四 （略）</p> <p>（信用金庫連合会の付随業務）</p> <p>第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 当該信用金庫連合会が株式会社日本政策金融公庫とともに行う資金の貸付けを受ける者のためにする債務の保証（株式会社日本政策金融公庫が行う資金の貸付けに係る債務の保証（金融庁長官が定める資金の貸付けに係る債務の保証に限る。）に限る。）</p> <p>七 （略）</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号の規定による金庫、国民生活金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合</p> <p>四 （略）</p> <p>（信用金庫連合会の付随業務）</p> <p>第五十三条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 当該信用金庫連合会が国際協力銀行とともに行う資金の貸付けを受ける者のためにする債務の保証（国際協力銀行が行う資金の貸付けに係る債務の保証に限る。）</p> <p>七 （略）</p>

2
6 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び

「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 信用金庫等 次に掲げる者

イホ (略)

ヘ 株式会社商工組合中央金庫

二・三 (略)

3
12 (略)

(特定取引勘定)

第七十七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融

商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場

をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において

「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して

利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減

少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び

外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に

該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府

2
6 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第六十四条 (略)

2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び

「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 信用金庫等 次に掲げる者

イホ (略)

(新設)

二・三 (略)

3
12 (略)

(特定取引勘定)

第七十七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融

商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場

をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において

「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して

利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減

少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び

外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に

該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政府

が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。)をいう。以下同じ。)、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券(同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債、同号ニに掲げる短期社債及び同号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。)又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。)及び有価証券関連デリバティブ取引(同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。)

二 (略)

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(法第五十三条第五項第一号ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く。)、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券(法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。)及び金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券(以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。)の引受け

が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。)をいう。以下同じ。)、金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券(同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債、同号ホに掲げる短期社債及び同号ヘに掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。)又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。)及び有価証券関連デリバティブ取引(同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。)

二 (略)

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(法第五十三条第五項第一号ヘに掲げる特定短期社債に係るものを除く。)、金融商品取引法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券(法第五十三条第五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ホに掲げる短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。)及び金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券(以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。)の引受け

(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。)

四〇十六 (略)

三〇五 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第百十五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。)の額(第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ〇二 (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二〇四 (略)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

(資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。)

四〇十六 (略)

三〇五 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に關し必要な事項)

第百十五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。)の額(第百十八条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ〇二 (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二〇四 (略)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

六・七 (略)

2・3 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第八十九條の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニト (略)

六・七 (略)

2・3 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第八十九條の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

ニト (略)

三
(略)

三
(略)

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（営業保証金に代わる契約の締結の届出等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>（信託財産に係る行為準則）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの又は金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合</p> <p>九（略）</p>	<p>（営業保証金に代わる契約の締結の届出等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 令第五条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（信託財産に係る行為準則）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの又は金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合</p> <p>九（略）</p>

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第三十条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

ニト (略)

三 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

ニト (略)

三 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第三十三条 (略)

2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金(以下この項において「貸出金」という。)の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～四 (略)

五 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

(同一人に対する信用の供与等)

第三十三条 (略)

2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金(以下この項において「貸出金」という。)の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～四 (略)

五 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

改正案	現行
<p>(登録の申請) 第一条の五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する「代理店」とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫の営業所又は事務所（現金自動設備に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(登録の申請) 第一条の五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項に規定する「代理店」とは、貸金業者の委任を受けて、当該貸金業者のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関の営業所又は事務所（現金自動設備に限る。）を除く。）をいう。</p> <p>5 (略)</p>

○ 前払式証券の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）

改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「公益法人等」という。）が発行する前払式証券の未使用残高（代価の弁済に充てることのできる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。次条第一項第六号、第十一条の三第三号ハ及び第十四条第一項第七号において同じ。）を当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされているときは、当該未使用残高を預け入れる金融機関（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫をいう。次条第一項第六号及び第十四条第一項第七号において同じ。）の名称及び所在地</p> <p>六 （略）</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十条 法第七条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「公益法人等」という。）が発行する前払式証券の未使用残高（代価の弁済に充てることのできる金額及び給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。次条第一項第六号、第十一条の三第三号ハ及び第十四条第一項第七号において同じ。）を当該公益法人等を名義人とする口座において預貯金として管理することとされているときは、当該未使用残高を預け入れる金融機関（銀行又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。次条第一項第六号及び第十四条第一項第七号において同じ。）の名称及び所在地</p> <p>六 （略）</p>

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機

関は、次に掲げる金融機関とする。

一・二 (略)

三 株式会社商工組合中央金庫

四 (略)

(保全契約の相手方)

第十六条 令第九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める金融機

関は、次に掲げる金融機関とする。

一・二 (略)

三 (新設)

四 (略)

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>二〇四（略）</p>

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九條第三項</p> <p>二十三（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第三十条第二項</p> <p>二十三（略）</p> <p>二十四 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第三十条第二項</p> <p>二十五 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第三十一条第二項</p>

(削る)

二十四 (略)

二十五 独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号)第三十八条第二項

二十六 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十七条第三項

二十七 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第五十八条第三項

(削る)

(削る)

二十八～三十一 (略)

2～4 (略)

二十六 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第三十七第二項

二十七 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二十八 国際協力銀行法(平成十一年法律三十五号)第五十三条第二項

二十九

日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第五十条第二項

三十～三十三 (略)

2～4 (略)

改正案	現行
<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>五 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定による信用協同組合等、株式会社日本政策金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介（同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業を含む。）</p> <p>六・七（略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信組等 次に掲げる者</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>ハ 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>五 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の規定による信用協同組合等、国民生活金融公庫その他金融庁長官の指定する者の業務の代理若しくは媒介（同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業を含む。）</p> <p>六・七（略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 信組等 次に掲げる者</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>（新設）</p>

二・三 (略)

3 12 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。)の額(第五十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 1 8 (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二・三 (略)

四 前条第三号に掲げるものうち、信用協同組合連合会及び株式会社商工組合中央金庫への出資の額

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

六・七 (略)

二・三 (略)

3 12 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第五十二条 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等という。以下この条から第五十六条までにおいて同じ。)の額(第五十五条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 1 8 (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二・三 (略)

四 前条第三号に掲げるものうち、信用協同組合連合会及び商工組合中央金庫への出資の額

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

六・七 (略)

2・3 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第六條の五の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九條の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九條に規定する特定預金等

ニ・ト (略)

三 (略)

2・3 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第六條の五の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十條ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、信用金庫法第八十九條の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四條の二に規定する特定預金等、銀行法第十三條の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九條の三に規定する特定預金等

ニ・ト (略)

三 (略)

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（コマージャーナル・ペーパー）</p> <p>第二条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p> <p>四 （略）</p> <p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p> <p>九〜十二 （略）</p> <p>十三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十三条第三項に規定する専任の部</p>	<p>（コマージャーナル・ペーパー）</p> <p>第二条 法第二条第一項第十五号に規定する内閣府令で定めるものは、当該法人の委任によりその支払いを行う次に掲げる金融機関が交付した「CP」の文字が印刷された用紙を使用して発行するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>四 （略）</p> <p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 農林中央金庫及び商工組合中央金庫</p> <p>九〜十二 （略）</p> <p>十三 国際協力銀行</p>

門に限る。)及び沖縄振興開発金融公庫

十四 株式会社日本政策投資銀行

十五 (略)

十六 令第一条の九第五号に掲げる者(法第三十三条の二の規定により登録を受けたものに限る。)

十七 二十六 (略)

2
12 (略)

十四 日本政策投資銀行

十五 (略)

十六 令第一条の九第四号に掲げる者(法第三十三条の二の規定により登録を受けたものに限る。)

十七 二十六 (略)

2
12 (略)

○ 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（銀行等） 第四条 法第九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 （削る） 一 〓 六 （略） 七 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（銀行等） 第四条 法第九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 〓 商工組合中央金庫 二 〓 七 （略） （新設）</p>

○ 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（銀行等） 第四条 法第九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 （削る） 一 〓 六 （略） 七 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（銀行等） 第四条 法第九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 〓 商工組合中央金庫 二 〓 七 （略） （新設）</p>

改正案	現行
<p>（資本金の額の減少の認可の申請等）</p> <p>第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十二条の二十三第四項及び第二百八条第二項第一号において同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面</p>	<p>（資本金の額の減少の認可の申請等）</p> <p>第十九条 保険業を営む株式会社は、法第十七条の二第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 法第十七条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社をいう。第五十二条の十四第一号及び第五十二条の二十三第四項において同じ。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。第二百十一条の二十八第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託したこと又は当該資本金の額の減少をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面</p>

七〇九 (略)

2 (略)

(銀行等)

第二十條の三 法第二十八條第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(削る)

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十條第一項第三号(事業)の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第四号(事業の種類)、第八十七條第一項第四号(事業の種類)、第九十三條第一項第二号(事業の種類)又は第九十七條第一項第二号(事業の種類)の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九條の九第一項第一号(協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会

四〇六 (略)

七 株式会社商工組合中央金庫

(社債管理者の資格)

七〇九 (略)

2 (略)

(銀行等)

第二十條の三 法第二十八條第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 商工組合中央金庫

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五〇七 (略)

(新設)

(社債管理者の資格)

第三十一条の九 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 担保付社債信託法第三条（免許）の免許を受けた者（削る）

二 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号（事業）の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

四・五 （略）

六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行

七・八 （略）

九 株式会社商工組合中央金庫

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一〜六 （略）

七 信託会社等、外国信託会社（信託業法第二条第六項（定義）に規定する外国信託会社をいう。以下同じ。）若しくは保険金信託

業務（法第九十九条第三項に規定する保険金信託業務をいう。以下同じ。）を行う生命保険会社等（令第十三条の三に規定する保

第三十一条の九 法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百三条第三号（社債管理者の資格）に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者

二 商工組合中央金庫

三 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合又は農業協同組合連合会

四 信用協同組合又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五・六 （略）

七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

八・九 （略）

（新設）

（業務の代理又は事務の代行）

第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一〜六 （略）

七 信託会社等、外国信託会社（信託業法第二条第六項（定義）に規定する外国信託会社をいう。第五十二条の十四第一号、第五十

二条の二十三第四項及び第四百四十一条第七号において同じ。）若しくは保険金信託業務（法第九十九条第三項に規定する保険金信

除金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。）の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行（法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ・ロ（略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第五十二条の八の二 令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項（定義）に規定する協同組織金融機関

五 株式会社商工組合中央金庫

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一（略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

託業務をいう。以下同じ。）を行う生命保険会社等（令第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等をいう。以下同じ。）の次に掲げる業務の代理又はこれらの業務に係る事務の代行（法第九十九条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）

イ・ロ（略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第五十二条の八の二 令第十三条の三に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関

（新設）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一（略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四(事業)に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九(特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

二 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の十の三(事業)に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項(特定共済契約)に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七(特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項(商法の準用)に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

二 特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)、農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定信託契約に係る信託受益権

- ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項（定義）に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
- ト 商品取引所法第二条第八項（定義）に規定する先物取引に係る権利

三（略）

（信託財産に係る行為準則）

第五十二条の二十四（略）

2（略）

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項（定義）に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二十四条第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれ

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

- ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
- ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三（略）

（信託財産に係る行為準則）

第五十二条の二十四（略）

2（略）

3 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 信託の目的に照らして合理的に必要なと認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第二十四条第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。）並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価

らの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) (略)

(2) 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。) 店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項(認可協会の目的)に規定する店頭売買有価証券市場をいう。)において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜六 (略)

七 金銭債権(コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。)の取得及び譲渡を行う場合

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条(損失の補てん等を行う旨の信託契約の締結)の規定により元本の補てんの契

証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) (略)

(2) 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。) 店頭売買有価証券市場(同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。)において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜六 (略)

七 金銭債権(コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は金融機関(商工組合中央金庫を含む。))への預金若しくは貯金に係るものに限る。)の取得及び譲渡を行う場合

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行

約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)

第二百八条 (略)

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者(有価証券関連連業又は投資運用業を行う者に限る。)、信託会社及び外国信託会社(信託業法第三条(免許)又は第五十三条第一項(免許)の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

3〜7 (略)

(金融機関への預金)

第二百十一条の二十六 法第二百七十二条の十二第一号に規定する内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金は、次に掲げる金融機関への預金(外貨建てのものを除く。)とする。

一・二 (略)

三 株式会社商工組合中央金庫

四〜六 (略)

(削る)

七 (略)

う場合

(特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等)

第二百八条 (略)

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者(有価証券関連連業又は投資運用業を行う者に限る。)、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

3〜7 (略)

(金融機関への預金)

第二百十一条の二十六 法第二百七十二条の十二第一号に規定する内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金は、次に掲げる金融機関への預金(外貨建てのものを除く。)とする。

一・二 (略)

(新設)

三〜五 (略)

六 商工組合中央金庫

七 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四(事業)に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九(特定貯金等契約の締結に関する金融商品取引法の準用)に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条(金融商品取引法の準用)に規定する特定預金等

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

<p>二 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項（商法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ 信託業法第二十四条の二（金融商品取引法の準用）に規定する特定信託契約に係る信託受益権</p> <p>ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項（定義）に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト 商品取引所法第二条第八項（定義）に規定する先物取引に係る権利</p> <p>三（略）</p>	<p>二 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利</p> <p>ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権</p> <p>ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利</p> <p>三（略）</p>
---	--

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）

改正案	現行
<p>（資産の査定の報告の期日）</p> <p>第二条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める期日は、銀行及び株式会社商工組合中央金庫について九月三十日とする。</p> <p>（資産査定等報告書の様式等）</p> <p>第三条 法第六条第一項に規定する資産査定等報告書は、銀行及び株式会社商工組合中央金庫にあつては九月三十日現在の中間資産査定等報告書について別紙様式第一号により、及び事業年度の末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとし、協同組織金融機関（信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）をいう。附則第二条において同じ。）にあつては事業年度の末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとする。</p> <p>（資産の査定の基準）</p> <p>第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基</p>	<p>（資産の査定の報告の期日）</p> <p>第二条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める期日は、銀行について九月三十日とする。</p> <p>（資産査定等報告書の様式等）</p> <p>第三条 法第六条第一項に規定する資産査定等報告書は、銀行にあつては九月三十日現在の中間資産査定等報告書について別紙様式第一号により、及び事業年度の末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとし、協同組織金融機関（信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）をいう。附則第二条において同じ。）にあつては事業年度の末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとする。</p> <p>（資産の査定の基準）</p> <p>第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基</p>

準は、金融機関（労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第二十五条第一項に規定する別紙様式第二号、第六号若しくは第十号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第八十一条第二項に規定する別紙様式第二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあつては債務保証見返）の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。以下同じ。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

一〜四（略）

準は、金融機関（労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第二十五条第一項に規定する別紙様式第二号、第六号若しくは第十号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあつては債務保証見返）の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。以下同じ。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

一〜四（略）

2
~
5
(略)

2
~
5
(略)

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

改正案	現行
<p>（銀行等）</p> <p>第三十五条 法第十九条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 一〇六（略）</p> <p>七 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>（特定社債管理者の資格）</p> <p>第六十八条 法第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>二 二〇八（略）</p> <p>九 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（銀行等）</p> <p>第三十五条 法第十九条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 商工組合中央金庫</p> <p>二 一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特定社債管理者の資格）</p> <p>第六十八条 法第二百二十七条第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 商工組合中央金庫</p> <p>三 二〇九（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>（払込取扱機関）</p> <p>第十二条 法第七十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 七 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>（投資法人債管理者の資格）</p> <p>第八十四条 法第三十九条の九第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 （削る）</p> <p>三 八 （略）</p> <p>九 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（払込取扱機関）</p> <p>第十二条 法第七十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 商工組合中央金庫</p> <p>二 八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（投資法人債管理者の資格）</p> <p>第八十四条 法第三十九条の九第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 商工組合中央金庫</p> <p>三 九 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改正案	現行
<p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 投資信託財産の総額のうち一の銀行等が発行した適格有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。</p> <p>(1) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、一般振替機関の</p>	<p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 投資信託財産の総額のうち一の銀行等が発行した適格有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。</p> <p>(1) 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債、社債等の振替に関する法</p>

2

へしち (2)
(略) (略)

監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）第三十八條第二項に規定する短期外債、金融商品取引法第二條第一項第十五号に掲げる有価証券、預金、手形及びビコールロ

2

へしち (2)
(略) (略)

律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号に規定する短期社債、一般振替機關の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）第三十八條第二項に規定する短期外債、金融商品取引法第二條第一項第十五号に掲げる有価証券、預金、手形及びビコールローン 百分の十

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
<p>（営業保証金に代わる契約の相手方）</p> <p>第十八条 令第十条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>（特定信託契約）</p> <p>第三十条の二 （略）</p> <p>2 前項第三号イの「特定預金等」とは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）</p>	<p>（営業保証金に代わる契約の相手方）</p> <p>第十八条 令第十条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（特定信託契約）</p> <p>第三十条の二 （略）</p> <p>2 前項第三号イの「特定預金等」とは、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等をいい、同号ロの「特定貯金等」とは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十</p>

（第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

ニト (略)

（第二号）第十一条の九に規定する特定貯金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫法第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

ニト (略)

三 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 4 (略)

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

七 金銭債権(コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は金融機関への預金若しくは貯金に係るものに限る。)の取得及び譲渡を行う場合

八 (略)

(資産の国内保有)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 現金及び金融機関(銀行、株式会社商工組合中央金庫及び協同組織金融機関をいう。第七十二条第二項において同じ。)に対する預貯金

二 五 (略)

三 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 4 (略)

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

七 金銭債権(コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は金融機関(商工組合中央金庫を含む。)への預金若しくは貯金に係るものに限る。)の取得及び譲渡を行う場合

八 (略)

(資産の国内保有)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 法第五十五条第四項の規定により外国信託会社が国内において保有すべき資産は、次に掲げる資産でなければならない。

一 現金及び金融機関(銀行及び協同組織金融機関をいう。第七十二条第二項において同じ。)に対する預貯金

二 五 (略)

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 金融機関である信託契約代理店が、自己又はその利害関係人の行う信用供与の条件として信託契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。)その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約の締結の代理又は媒介をする行為

五～八 (略)

(信託契約代理業に係る行為準則)

第七十七条 法第七十六条において準用する法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～三 (略)

四 金融機関(商工組合中央金庫を含む。)である信託契約代理店が、自己又はその利害関係人の行う信用供与の条件として信託契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれのないものを除く。)その他の自己の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約の締結の代理又は媒介をする行為

五～八 (略)

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（営業保証金に代わる契約の相手方） 第二十六条 令第十五条の十三に規定する内閣府令で定める金融機関は、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫とする。</p> <p>（有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件） 第五十条 法第三十三条の五第二項に規定する内閣府令で定める条件は、次に掲げる条件とする。</p> <p>一 登録金融機関である銀行、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）、信用金庫連合会、農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫にあつては、業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。）の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省</p>	<p>（営業保証金に代わる契約の相手方） 第二十六条 令第十五条の十三に規定する内閣府令で定める金融機関は、協同組織金融機関とする。</p> <p>（有価証券に係る店頭デリバティブ取引についての登録の条件） 第五十条 法第三十三条の五第二項に規定する内閣府令で定める条件は、次に掲げる条件とする。</p> <p>一 登録金融機関である銀行、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫にあつては、業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。第四号において同じ。）の変動によりその時価が変動する法第三十三条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該株券関連店頭デリバティブ取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号</p>

令第五号)第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第一百七条第一項、農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)第六十五条第一項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)第十八条第一項に規定する特定取引勘定(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十七条第二項に規定する外国銀行支店又は保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等)については、特定取引勘定に類する勘定)をいう。以下この条において同じ。)において経理すること。

二(四) (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九に規定する特定貯金等

(第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第一百七条第一項、農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)第六十五条第一項又は商工組合中央金庫法施行規則(昭和十一年商工省・大蔵省令第二十四条ノ五ノ二第一項)に規定する特定取引勘定(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四十七条第二項に規定する外国銀行支店又は保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等)については、特定取引勘定に類する勘定)をいう。以下この条において同じ。)において経理すること。

二(四) (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水

、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二（略）

三（略）

（分別管理が確保されているもの）

第二百二十五条 法第四十条の三に規定する内閣府令で定めるものは、同条に規定する権利又は有価証券に関し出資され、又は抛出された金銭を充てて事業を行う者（当該事業に係る業務を執行する者を含む。以下この条において「事業者」という。）に対し、当該事業者の定款（当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。）により次に掲げる基準を満たすことが義務付けられていることにより、当該金銭が当該事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることが確保されているものとする。

産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等

二（略）

三（略）

（分別管理が確保されているもの）

第二百二十五条 法第四十条の三に規定する内閣府令で定めるものは、同条に規定する権利又は有価証券に関し出資され、又は抛出された金銭を充てて事業を行う者（当該事業に係る業務を執行する者を含む。以下この条において「事業者」という。）に対し、当該事業者の定款（当該事業に係る規約その他の権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為を含む。）により次に掲げる基準を満たすことが義務付けられていることにより、当該金銭が当該事業者の固有財産その他当該事業者の行う他の事業に係る財産と分別して管理されていることが確保されているものとする。

一 (略)

二 当該金銭が、次に掲げる方法により、適切に管理されていること。

イ (略)

ロ 銀行、協同組織金融機関、株式会社商工組合中央金庫又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者への預金又は貯金（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

ハ (略)

（金融商品取引業者等と密接な関係を有する者から除外される者）

第二百二十七条 令第十六条の十各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

六 株式会社商工組合中央金庫

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次に掲げる方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該保証金であることがその名義により明らかなもの

一 (略)

二 当該金銭が、次に掲げる方法により、適切に管理されていること。

イ (略)

ロ 銀行、協同組織金融機関又は外国の法令に準拠し、外国において銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務を行う者への預金又は貯金（当該金銭であることがその名義により明らかなものに限る。）

ハ (略)

（金融商品取引業者等と密接な関係を有する者から除外される者）

第二百二十七条 令第十六条の十各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 五 (略)

(新設)

（金銭の区分管理）

第四百四十三条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第一項の規定に基づき金銭その他の保証金を管理する場合において、当該保証金が金銭であるときは、次に掲げる方法により、当該金銭を自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 銀行又は協同組織金融機関への預金又は貯金（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）

のに限る。)

二〇四 (略)

2・3 (略)

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第四百四十五条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第二項に規定する財産については、前二条に規定するものを除くほか、当該財産の価額が次に掲げるものの額の合計額を超えないように管理しなければならぬ。

一・二 (略)

三 銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金(デリバティブ取引等に係るものとして他のものと区分して管理されているもの)に限り、第四百四十三条の規定により管理されているものを除く。)

四 (略)

2 (略)

(有価証券の売買等の相手方とできる金融機関の範囲)

第二百九条 令第十七条の三第一号ロに規定する金融機関のうち内閣府令で定めるものは、次に掲げる金融機関(第八号に掲げる金融機関のうち農業協同組合については、適格機関投資家に該当するものに限る。)とする。

一〇五 (略)

二〇四 (略)

2・3 (略)

(金銭及び金融商品の価額に相当する財産の管理)

第四百四十五条 金融商品取引業者等は、法第四十三条の三第二項に規定する財産については、前二条に規定するものを除くほか、当該財産の価額が次に掲げるものの額の合計額を超えないように管理しなければならぬ。

一・二 (略)

三 銀行又は協同組織金融機関への預金又は貯金(デリバティブ取引等に係るものとして他のものと区分して管理されているもの)に限り、第四百四十三条の規定により管理されているものを除く。)

四 (略)

2 (略)

(有価証券の売買等の相手方とできる金融機関の範囲)

第二百九条 令第十七条の三第一号ロに規定する金融機関のうち内閣府令で定めるものは、次に掲げる金融機関(第八号に掲げる金融機関のうち農業協同組合については、適格機関投資家に該当するものに限る。)とする。

一〇五 (略)

六 株式会社商工組合中央金庫

七・八 (略)

(金融商品仲介業者と密接な関係を有する者から除かれる者)

第二百七十三条 令第十八条の二各号列記以外の部分に規定する内閣

府令で定める者は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 株式会社商工組合中央金庫

六 商工組合中央金庫

七・八 (略)

(金融商品仲介業者と密接な関係を有する者から除かれる者)

第二百七十三条 令第十八条の二各号列記以外の部分に規定する内閣

府令で定める者は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

(新設)

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改正案	現行
<p>（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） 第六十七条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 法第百十九条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理する金融商品取引所は、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により、当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一 銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（金融商品取引所における取引証拠金の分別管理） 第六十七条（略）</p> <p>一～四（略）</p> <p>2 法第百十九条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理する金融商品取引所は、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により、当該取引証拠金を管理しなければならない。</p> <p>一 銀行又は協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）への預金又は貯金（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

改正案	現行
<p>（供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方） 第七十三条 令第二十六条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（供託金の全部又は一部に代わる契約の相手方） 第七十三条 令第二十六条に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

改正案	現行
<p>（監督調査室等及び監督企画官等） 第八条（略） 2～5（略） 6 協同組織金融室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 一・二（略） 三 株式会社商工組合中央金庫 四 信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用共同組合代理業、農業共同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業共同組合法第二百一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方 五 （略） 7 ↓ 16（略）</p>	<p>（監督調査室等及び監督企画官等） 第八条（略） 2～5（略） 6 協同組織金融室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。 一・二（略） （新設） 三 信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用共同組合代理業、農業共同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業共同組合法第二百一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業を行う者 四 （略） 7 ↓ 16（略）</p>